

大麻文化科学考¹⁻²³⁾ (その20)

渡辺和人^{*,**}, 山折大^{*},
木村敏行^{*}, 山本郁男^{***}

A Study on the Culture and Sciences of
the Cannabis and Marihuana XX¹⁻²³⁾

Kazuhito Watanabe^{*,**}, Satoshi Yamaori^{*},
Toshiyuki Kimura^{*}, Ikuro Yamamoto^{***}

Received November 9, 2009

Abstract

This review summarizes the present status of laws and regulation of cannabis in other foreign countries. Most of countries have enacted laws for the regulation of cannabis at present. However, some of the countries lessened the penalties for small quantities of personal use or possession. A few countries permit cannabis use for medical treatments.

The status of laws is very important for understanding trends of cannabis use in the world.

第20章 大麻に関する諸外国の法規制

第1節 はじめに

平成21年度警察白書²⁴⁾によると、昨年1年間に大麻取締法違反容疑で検挙された人数は、前年比487人増の2,758人であり過去最高を記録した。特に栽培による事犯は前年比1.6倍に増加している。昨今、スポーツ選手、タレントの他、大学生による大麻乱用が頻発しており、高校生や中学生による事例も散見され低年齢化も進んでいる。このような現状は、我が国の社会全体に大麻が浸透していることを物語っている。この1要因としては、「大麻無害論」や「大麻は一部の外国では合法化」されているなどとのネット上等での情報の洪水が挙げられる。我が

* 薬学部
Faculty of Pharmaceutical Sciences

** 学術フロンティア
Organization for Frontier Research

*** 九州保健福祉大学薬学部
School of Pharmaceutical Sciences, Kyushu University of Health and Welfare

国で大麻を乱用する人の中には、このような論調に影響を受けている面も無視できない。公的な研究機関の研究により、大麻は無害であると結論づけられたものは皆無であるにもかかわらず、乱用者の中には、「大麻は無害」、「大した害はない」、「タバコの方が有害である」と思い込んでいる人が少なくない。近年、大麻中の向精神作用本体のテトラヒドロカンナビノール（THC）の含量が大幅に増加しており、精神障害性は以前より高まっていることから、乱用による弊害が危惧される。また、大麻は米国やオランダなど欧米では自由に使用できると思われる向きもあるが、諸外国でも、決して公に大麻使用を認めているわけではない。初犯の個人的な少量の使用に関しては、非犯罪化として刑罰の対象としない国もあるが、この背景には、大麻の需要と供給が増加を続けており、法規制では手に負えなくなっている状況がある。

大麻乱用の諸外国での正確なデータを把握するのは困難な面が多いが、国連薬物犯罪罪オフィス（United Nation Office on Drug and Crime, UNODC）による推計によると2007年度に少なくとも一度は大麻を摂取した人は（15～64才）、1億5千万～1億9千万人と試算されている²⁵⁾。Table 1に各地域別の乱用者の推計値をまとめる。

Table 1 2007年度に大麻を摂取した人の世界各地における推計値²⁵⁾

Region/Subregion	年間大麻摂取者の推計値 (万人)	15～64才の人口に占める割合 (%)
Africa	2,885 ~ 5,639	5.4 ~ 10.5
North Africa	367 ~ 932	3.0 ~ 7.6
West and Central Africa	1,611 ~ 2,708	9.3 ~ 15.6
Eastern Africa	449 ~ 903	3.4 ~ 6.9
Southern Africa	457 ~ 1,095	4.3 ~ 10.2
America	4,145 ~ 4,208	7.0 ~ 7.1
North America	3,126 ~ 3,126	10.5 ~ 10.5
Central America	58 ~ 58	2.4 ~ 2.4
The Caribbean	111 ~ 173	4.3 ~ 6.7
South America	850 ~ 851	3.4 ~ 3.4
Asia	4,093 ~ 5,957	1.6 ~ 2.3
East/South-East Asia	411 ~ 1,986	0.3 ~ 1.3
South Asia	2,749 ~ 2,749	3.2 ~ 3.2
Central Asia	189 ~ 202	3.8 ~ 4.1
Near and Middle East Asia	744 ~ 1,020	3.1 ~ 4.3
Europe	2,889 ~ 2,966	5.2 ~ 5.4
Western/Central Europe	2,081 ~ 2,094	7.7 ~ 7.7
East/South-East Europe	808 ~ 872	2.9 ~ 3.1
Oceania	246 ~ 257	11.0 ~ 11.5
Global	14,258 ~ 19,027	3.3 ~ 4.4

世界的に見て乱用が最も進んでいる地域は、中西アフリカ（9.3～15.6%）、北アメリカ（10.5%）およびオセアニア（11.0～11.5%）である。ただし、米国に限って言えば、この5～6年間の統計では、乱用者はやや減少傾向にあると云う（11.0%→10.1%）。一方、極東アジア地域は、最も大麻乱用が少ないことが分かる。この地域については、多くの人口を抱える中国の詳細なデータが不足しているため推計値は変動する可能性があるが、中国での大麻の摂取者

の割合は、間接的なデータからはこの地域の他の国よりも少ないことが示唆されている。ただし、日本は極東アジア地域の中では乱用が最も進んでいる国であり油断できない状況にある。

大麻の乱用者とともに、その全世界的な不正栽培量を正確に把握することも難しいが、Table 2にはUNODCが押収量、栽培面積、乱用者数、摂取量などから試算した2007年度の大麻主要供給国の年間栽培量の推計値を示す。

Table 2 大麻主要栽培国における2007年度の栽培量の推計値²⁵⁾

国	根絶した面積 (ha)	栽培面積 (ha)	栽培量 (t)
オランダ	851,510株		625
カザフスタン		124,000~329,627	3,000~6,000
カナダ			1,399~7,349
コロンビア		5,000	4,000
パラグアイ	1,693	6,000	
米国	660万株 (屋外) / 43万株 (屋内)		3,149~7,349
メキシコ	18,562		15,800
モロッコ		60,000	43,850
合計		200,000~406,000	87,734~109,628

これら主要国全体での不正栽培量は、88,000~110,000トンと推計されている。しかし、この他の主要栽培国と考えられるアフガニスタン、コンゴ共和国、ガーナ、ジャマイカ、ナイジェリアおよびパキスタンなどは、データが不足しており推計値が出ていない。従って、実際の栽培量は上記数値を大きく上回るものと考えられる。乱用の進んでいる地域には、それぞれ大麻の主要栽培国があり供給源となっていることが伺える。このように大麻乱用については、需要と供給の関係が重要である他、法規制の問題があることは容易に推測される。

そこで、我が国の法規制については第3章「大麻と法律」で記載したが、本章では諸外国における大麻取締りの現状についてまとめる。

第2節 諸外国における法規制²⁶⁾

薬物乱用防止についての国際的な法規制に関しては、麻薬に関する単一条約 (Single Convention on Narcotic Drugs, 1961年)、向精神薬に関する条約 (Convention of Psychotropic Substances, 1971年) および麻薬および向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約 (United Nation Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drug and Psychotropic Substances, 1988年) などがあり、我が国は、上記条約のいずれも批准している。諸外国でも、大麻は基本的に「麻薬に関する単一条約」に基づいて規制の対象となっている。各国の大麻法規制の現状をTable 3にまとめる。諸外国でも公には大麻の使用は違法であるが、規制の程度は各国の内情により一様ではない。また、米国における大麻の法規制は、連邦法と州法に大きな差異が見られる場合があり問題となるが、各州の現状は後述する。諸外国でも米国と同様に地域により規制が異なる場合もあり一様ではないが、便宜上以下のようにまとめた。

- 1) 少量の使用や所持でも処罰の対象となる国
 アイルランド, インドネシア, 英国, オーストリア, 韓国, カナダ, サウジアラビア, シンガポール, スウェーデン, タイ, 台湾, 中国, ニュージーランド, 日本, ノルウェー, ハンガリー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ポーランド, 香港など
- 2) 大麻の取引が死罪になる国
 インドネシア, サウジアラビア, タイ, 中国, マレーシアなど
- 2) 違法ではあるが, 少量の使用や所持を刑罰の対象としない国
 アルゼンチン, オーストラリア, ベルギー, チリ, チェコ, ドイツ, ロシア, スペイン, スイスなど
- 3) 政府が認可した特定の場所では販売を許可している国
 インド, オランダ, メキシコなど
- 4) 制限を設けて合法としている国
 ウルグアイ, トルコ, パキスタン, ポルトガルなど

Table 3 諸外国における大麻の法規制²⁶⁾

国	法規制 (使用, 所持)	備 考
アイルランド	違法	少量使用の場合には, 逮捕されないケースもある。
アルゼンチン	違法 (非犯罪化) *	多量の栽培, 販売, 運搬は刑罰の対象。
インド	違法/合法	非合法ではあるが, ビンズー教の儀式に使用され, 都市によっては政府公認で販売している。
インドネシア	違法	警察に逮捕された場合は 4 年以下の懲役。自首した場合は, 6 ヶ月以下の収監, 又は\$200~250の罰金。
ウルグアイ	違法/合法	薬物の使用自体を規制していない。しかし, 製造, 売買などは禁止。
英国	違法	クラスB**薬物として規制。
オーストラリア	違法 (非犯罪化) *	州により異なり, ニューサウスウェールズ, クイーンズランド, ビクトリア, タスマニアでは個人使用でも刑罰の対象であり, 教育プログラム等を受講する必要あり。
オーストリア	違法	使用は 1 年未満の刑罰 (又は治療により執行猶予)
オランダ	違法/合法	政府が認可した特定の場所では娯楽用を 18 才以上に販売可。
カナダ	違法	医療目的には使用可。
韓国	違法	少量の所持でも懲役刑。
サウジアラビア	違法	いかなる量の使用も刑罰の対象。
シンガポール	違法	使用, 製造, 所持が禁止。死刑の判例がある。

スイス	違法（非犯罪化）*	取締は州によって異なる。（公共での使用の許可、不許可）
スウェーデン	違法	いかなる量の所持、使用、売買は禁止。多量の所持、栽培は6ヶ月～10年の懲役刑。
スペイン	違法（非犯罪化）*	個人的な使用や自宅での栽培は非犯罪化。売買は刑罰の対象。
タイ	違法	大麻を含めた麻薬事犯は死罪の可能性あり。
台湾	違法	スケジュール2麻薬***として規制。
チェコ	違法（非犯罪化）*	20g以下の所持は処罰の対象外。
中国	違法	所持、販売、譲渡など厳しく規制。産業用としては栽培している。
チリ	違法（非犯罪化）*	個人使用目的以外の栽培やグループでの使用は違法。
ドイツ	違法（非犯罪化）*	少量の所持は非犯罪化。
トルコ	違法／合法	栽培は政府が監視。種はスパイスとして使用。乱用目的以外の使用は合法。
ニュージーランド	違法	いかなる量の所持も違法で、\$500以下の罰金、又は3ヶ月以下の収監。少量使用の場合には、逮捕されないケースもある。
ノルウェー	違法	15gまでの使用は1500-5000クローネの罰金（初犯）。
パキスタン	違法／合法	法律上は違法だが、逮捕されることはあまりない。
ハンガリー	違法	100g以上の所持は5～10年の懲役刑。
フィンランド	違法	使用、製造、所持が禁止。 60-600ユーロの罰金。運転免許証を没収される場合もある。
フランス	違法	使用、製造、所持が禁止。
ブルガリア	違法	使用は15年以下の懲役刑。
米国	違法	連邦法ではスケジュールI物質****として、ヘロイン、LSDと同様に規制対象。しかし、州によって規制が異なる。
ベルギー	違法（非犯罪化）*	公共の場での使用、3g以上の所持、販売は刑罰の対象。
ポーランド	違法	少量の所持でも違法で、3年の懲役。譲渡は10年の懲役刑。
ポルトガル	違法／合法	1日に0.5～2.5gの個人的な使用は合法。栽培は、種の所持も含めて違法。
香港	違法	販売、製造は\$500万（HKD）および終身刑。所持は\$100万（HKD）または懲役7年。
マレーシア	違法	200g以上の所持は、商取引きと見なされ死罪の対象となる。
メキシコ	違法／合法	政府が認可した特定の場所では娯楽用を18才以上に販売可。
ロシア	違法（非犯罪化）*	6gまでの使用は、罰金刑又は15日間までの収監。6g以上の使用は懲役刑。

(Table3脚注)

*少量を個人的に使用する場合

**英国では違法薬物をクラスA～Cに分類しており、刑罰はA（コカイン、ヘロイン、LSDなど）>B（大麻、アンフェタミン、リタリンなど）>C（ジアゼパム、ケタミンなど）の順である。大麻は元来クラスBであったが、2008年にクラスCに移された。しかし、2009年に再度クラスBとなっている。

***台湾では規制薬物を、スケジュール1（耽溺性麻薬）、スケジュール2（幻覚剤）、スケジュール3（その他規制薬物）に分類している。

****米国ではControlled Substance Actにより規制薬物をスケジュールI～Vに分類している。スケジュールI薬物は、「乱用の危険性」、「医学的用途なし」、「精神依存性および身体的依存性」による評価から指定され、大麻の他、LSD、ヘロイン、MDMA、メスカリンなどがある。

ほとんどの国で大麻の栽培や売買は刑罰の対象としているが、少量の使用や所持については、目をつぶらざるを得ない状況から、個人的な使用は、非犯罪化する国もあるのが現状である。非犯罪化としている要因は、これまでの法規制によっても大麻乱用が食い止められず、その他、i) 闇市場における犯罪の温床をなくす、ii) 粗悪品の流通による健康障害の防止、iii) 大麻取締強化による他の乱用薬物への移行防止、iv) 法執行（裁判、留置など）に要する経済的負担の軽減などが挙げられる。いずれも大麻の乱用が恒常化し、法規制では抑制できないための苦肉の策である。

第3節 米国における法規制²⁷⁾

米国における大麻の法規制は、連邦政府と各州における法律が大きく異なる場合があり複雑である。連法政府は1961年の薬物規制の国際法に基づき大麻を禁止薬物としてスケジュールI（ヘロイン、LSDと同様）薬物に指定し、所持、使用、売買、栽培を規制しており、医療目的にも認めていない。初犯でも1年以下の収監および1,000ドルの罰金を科している。2006年度の統計では、日本の同年比300倍以上に相当する929,625名の逮捕者が出ている。米国では常習者が多いことから、取締りを強化するとその対応に物理的、経済的な負担を強いられ問題が多い。大麻の取締りに関する米国政府のスタンスは、政権ごとに異なるが、現オバマ政権下では、薬物担当官が、「大麻は危険な薬物であり、医療への利便性もなく合法化（非犯罪化）は政権の政策にはない」旨の声明を出している。

一方、大麻取締りについては各州法が異なり、「少量の所持や個人的な使用は非犯罪化」としたり、「初犯は審理、裁判を免除し保護観察処分」とするなどの州もある。また、医療用に大麻が公的に認められている州もある。

以下に各州の実情をまとめる。

1) 少量の個人的使用は非犯罪化とする州

アラスカ、オハイオ、オレゴン、カリフォルニア、コロラド、ニューヨーク、ネバダ、ネブラスカ、ノースカロライナ、マサチューセッツ、ミシシッピ、ミネソタ、メーン

2) 初犯は審理、裁判を免除し、保護観察とする州

アーカンソー、アイオワ、イリノイ、インディアナ、ウィスコンシン、ウエストバージニア、オクラホマ、オハイオ、オレゴン、カンザス、コロラド、サウスカロライナ、ジョー

ジア、ネブラスカ、ノースカロライナ、ノースダコタ、バージニア、バーモント、ハワイ、ペンシルベニア、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、モンタナ、ワイオミング、ワシントンDC

3) 州税を徴収し、一定量の大麻を合法化 (Tax Stamps) ; 28~42.5g以上の大麻所持については、1g当たり、通常3.5ドルの州税を徴収し許可制としている。

アイオワ、アイダホ、アラバマ、インディアナ、オクラホマ、カンザス、サウスカロライナ、ケンタッキー、コネチカット、ジョージア、テキサス、テネシー、ネバダ、ネブラスカ、ノースカロライナ、マサチューセッツ、ミネソタ、ユタ、ルイジアナ、ロードアイランド (Fig. 1 に各州のTax Stamps の例を示す)

4) 医療用大麻を公認している州

アラスカ、オレゴン、カリフォルニア、コロラド、ニューメキシコ、ネバダ、ハワイ、バーモント、ミシガン、メイン、メリーランド、モンタナ、ロードアイランド、ワシントン

5) 大麻摂取での自動車運転を禁止 (いかなる量でも) ; 違反に対する刑罰は各州で異なるが、初犯では24時間~12カ月の収監となる。

アイオワ、アリゾナ、イリノイ、インディアナ、ウィスコンシン、オハイオ、サウスダコタ、ジョージア、デラウエア、ネバダ、ノースカロライナ、バージニア、ペンシルベニア、ミシガン、ミネソタ、ユタ、ロードアイランド

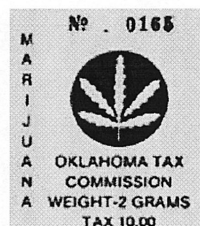
アラバマ



アイオワ



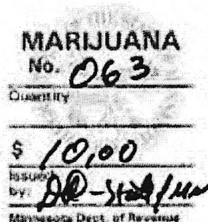
オクラホマ



マサチューセッツ



ミネソタ



ユタ

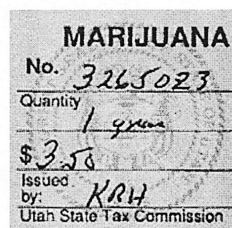


Fig. 1 米国各州におけるTax Stampの実例

米国は連邦法では厳しく規制しているにもかかわらず、州法によっては非犯罪化や州税を徴収して一定量の大麻を許可制にしているなど矛盾点が多い。また、大麻の医療への応用に関しても、医師の監督下であれば特定の疾患に対しては非犯罪化としている州もある。大麻の医療への応用は、大麻乱用とは別の次元で捉えるべきであるが、有効性も含めて現時点では時期尚早の感は否めない。

第4節 おわりに

本章では、大麻の諸外国における規制の現状をまとめた。全世界的な規制政策の中で大麻の需要と供給は増加しつつあることは大きな問題である。この一要因としては、少量の個人使用を非犯罪化する政策を採用する国が増加している点が考えられる。個人的な少量の使用や所持を容認したままの禁止政策では、規制にも限界がある。多くの諸外国において、大麻乱用が手に負えなくなった結果として非犯罪化に移行している現状を考えると、法規制との矛盾が浮き彫りになる。

翻って我が国の現状を見ると、欧米諸国に比較して乱用の程度は少ないものの、状況は深刻化しつつある。特に我が国では、大麻乱用は他の薬物のGate Way（入口）的要素を持っており、大麻乱用の増加は必然的に覚せい剤、MDMAなどの違法薬物への拡大へと連動する可能性が強いので、例え医薬品としての有効性が認められても、モルヒネなどのように使用するには法的整備も含めてなお検討する必要がある。

謝 辞

本研究は吉村英敏九州大学名誉教授、成松鎮雄現岡山大学薬学部教授、松永民秀現名古屋市立大学大学院教授の他、教室大学院修士生などの協力のもとに遂行され、現在も続行中のものである。ここに深謝します。

参考文献

- 1) 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その1)」大麻の文化, 北陸大学紀要, 14, 1-15 (1990) .
- 2) 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その2)」続大麻の文化, 北陸大学紀要, 15, 1-20 (1991) .
- 3) 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その3)」大麻と法律, 北陸大学紀要, 16, 1-20 (1992) .
- 4) 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その4)」漢方薬として的大麻, 北陸大学紀要, 17, 1-15 (1993) .
- 5) 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その5)」日本薬局方と大麻, 北陸大学紀要, 18, 1-13 (1994) .
- 6) 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その6)」大麻の植物学, 北陸大学紀要, 19, 1-11 (1995) .
- 7) 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その7)」大麻の栽培, 育種, 北陸大学紀要, 20, 9-25 (1996) .
- 8) 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その8)」大麻の成分, 北陸大学紀要, 21, 1-20 (1997) .
- 9) 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その9)」大麻の鑑定と分析, 北陸大学紀要, 22, 1-16 (1998) .
- 10) 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その10)」カンナビノイドの立体化学と合成, 北陸大学紀要, 23, 1-12 (1999) .
- 11) 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その11)」大麻主成分の毒性及び薬理作用, 北陸大学紀要, 24, 1-23 (2000) .
- 12) 渡辺和人, 木村敏行, 舟橋達也, 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その12)」大麻 (マリファナ) の作

- 用とカンナビノイド受容体, 北陸大学紀要, 25, 15-26 (2001) .
- 13) 山本郁男, 大麻の文化と科学, 廣川書店 (2001) .
 - 14) 渡辺和人, 木村敏行, 舟橋達也, 山折 大, 宇佐見則行, 松永民秀, 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その13)」大麻主成分カンナビジオールの毒性発現機構, 北陸大学紀要, 26, 7-15 (2002) .
 - 15) 渡辺和人, 木村敏行, 舟橋達也, 山折 大, 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その14)」大麻主成分THCの活性代謝物, 北陸大学紀要, 27, 1-11 (2003) .
 - 16) 山本郁男, 井本真澄, 岩井勝正, 「大麻文化科学考 (補遺)」日向の大麻, 九州保健福祉大学紀要, 5, 241-245 (2004) .
 - 17) 渡辺和人, 木村敏行, 舟橋達也, 山折 大, 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その15)」大麻からの創薬—治療薬への応用, 北陸大学紀要, 28, 17-32 (2004) .
 - 18) 渡辺和人, 木村敏行, 舟橋達也, 山折 大, 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その16)」大麻と事件—最近の動向—, 北陸大学紀要, 29, 13-21 (2005) .
 - 19) 渡辺和人, 木村敏行, 舟橋達也, 山折 大, 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その17)」乱用薬物防止教育, 北陸大学紀要, 30, 13-22 (2006) .
 - 20) 渡辺和人, 木村敏行, 山折 大, 竹田修三, 宇佐見則行, 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その18)」ヒトにおける大麻主成分カンナビノイドの代謝, 北陸大学紀要, 31, 1-11 (2007) .
 - 21) 渡辺和人, 木村敏行, 山折 大, 竹田修三, 宇佐見則行, 山本郁男, 「大麻文化科学考 (その19)」, カンナビノイド生合成経路—再考, 北陸大学紀要, 32, 1-11 (2008) .
 - 22) 山本郁男, マリファナは怖い～乱用薬物～, 日本薬学会編, 薬事日報社 (2009) .
 - 23) 山本郁男, 宇佐見則行, 井本真澄, 渡辺和人, 大麻はなぜ怖い?, 化学, 64, 18-25 (2005) .
 - 24) 警察庁編, 平成21年度版「警察白書」(2009) .
 - 25) World Drug Report 2009, United Nations Office on Drug and Crime, pp. 89-113 (2009) .
 - 26) <http://wikipedia.org>, Legality of cannabis.
 - 27) <http://www.norml.org>, State by state laws.